

第1回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成21年3月26日（木）18：30～21：05

場 所：小諸市役所3階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員20名、アドバイザー1名、事務局2名

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 自己紹介

4 座長の選出

- ・小諸市企画課長が座長に選出された。

5 議題

(1)自治基本条例の検討にあたって

事務局よりこれまでの経過と今後のスケジュール等について説明

(2)市民会議等の報告

事務局より市民会議、区長アンケートについて報告

- ・資料14ページの「ボランティア団体は、協力者や地域社会に対して説明責任がある」という記述については、ボランティア活動側から見ると違和感を覚える。（委員）

説明責任があるということになると、政府や政党など同等のものが求められているように感じ、ボランティア活動ができなくなってしまう。（委員）

説明がなければ活動があること自体が分からず、参加することができない。（委員）

「責任」はやらなければならない立場にある人が負うもの。ボランティアは自発的な活動であるため、説明されなければやらないというものではない。（委員）

ボランティアの規模が大きくなると「説明」の質が変わってくる。参加人数が増えたり、助成金をもらったり、ボランティアという体裁をとりながら行政の政策を担うことがある。単に善意だけでは成立しないという場面もある。（アドバイザー）

資料は意見をまとめたものであり、こうでなければいけないということを示したのではない。この会議の中で今後検討していきたい。（事務局）

- ・資料の「地方自治法には住民の参画や協働、情報公開など現在の自治運営にあたって大変重要となる事項に関する規定がない」をどのように解釈したらよいか。（委員）

自治法は昭和20年ごろにつくられた法律であり、組織運営的なことは定めてあるが、比較的新しい考えは反映されていないと捉えている。（座長）

そうした認識でよいと思う。組織運営については過剰なほど規定しているが、市民参加、情報公開などの手続きについては沈黙している状況にある。（アドバイザー）

そのような状況の中で、小諸市では自治基本条例をつくろうとなったのか。（委員）

そのとおり。議会の中で提案もされている。（委員）

議会で提案した際は、具体的な市民との協働について、地方自治法にない部分を小諸市独自に検討していく必要があると考えた。（委員）

まず議会基本条例の検討を議会ではじめたが、市で自治基本条例をつくるという話が出たため、一本化して市民に分かりやすくするべきだと考えた。昨年6月に議会の中に組織が設置されたが、これは議会の中に別々に存在する規則等を総括的、体系的に整備、整理していくかを考えるための組織である。（委員）

- ・条例の必要性については、市民の意識の高まりはまだだが、図書館の問題などルールが定まっていないため混乱したこともある。市長が変わっても守られるべきルールが必要であると認識している。(委員)
- ・議会は議案として上がってくれば審査するが、立案過程で分かるような仕組みの案を議会改革の中でつくった。行政と議会との関係の中での説明や報告を受けようというもの。内容が固まってから示されるのではなく、早い段階で投げ掛けをしてもらえば意見が言える。そうでなければ本当の協働にはならない。市民がノーと言えばノーにできると条例に規定できなければつくる意味がない。(委員)
基本構想は法律でつくらなければいけないと決められている。しかし予算は議決までの過程が法定されていないため独自性のある部分になる。これに何かのルールをつくるかどうかは自由であり市が判断すればよい。(アドバイザー)
- ・自治基本条例がなくても生活ができているという人もいるが、協力がなく困っている人もいる。市民の協力体制をつくりあげるといって条例は大切と考える。(委員)
- ・今日の新聞に庁舎と病院についての行政の考え方が載っていた。これに対して言いたいことがある市民もいると思う。そうしたところを言えるようにできればいい。(委員)
- ・予算書には、道路整備予算は示されるが整備箇所は示されない。ニセコでは道路をどこに造るかという箇所付けを予算書に入れることにした。これを全体の大きな手続きにしようということからまちづくり条例がつけられた。(アドバイザー)
- ・手続き等については個別に検討していきたい。(座長)

(3)自治基本条例の方向性

事務局より自治基本条例の類型について説明し方向性を提案

- ・3つの型の中で総合的まちづくり型にしたいと聞こえたが、事務局がそうしたいのか、市がそうしたいのか。(委員)
事務局では総合的まちづくり型がいいのではないかと考えている。他の2つは先行してつくられたもので、ある程度項目を絞り込んでつくっているが、項目を絞り込まずに広く検討したい。(事務局)
先ほどまでの説明を聞いていると市政の運営への対抗の方なのかと思った。(委員)
- ・既に存在する他の条例にも市民の責務などが規定されているが、本当に守られているのかは定かでない。今回の条例も、つくって終わりではなく、どう活用し、どのようにしていくのが重要。市民が守っていける条例になればよいと思う。(委員)
- ・市長をはじめ職員が自覚できるものになっていけばと思う。(委員)
- ・総合型で小諸市らしいものができればよいと思う。(委員)
- ・資料にある「条例等、小諸市ですでに確立しているルールについても同様に、必要に応じて強調していくべき」ということも行えばよい。(委員)
- ・総合型がよいのではという意見が多かったが、勉強不足のためこの場でこれがよいとは言えない。勉強させてもらう機会はいただけないか。1ヶ月家で読んで次回決めるようにできないか。(委員)
簡単に補足すると、市民参加型・市民協働支援型は地方自治法が沈黙しているものについて書いたもの。行政運営支援型は自治法のルールで決められたものにさらに踏み込み、条例で支援していくもの。この2つはターゲットが絞られている。総合的まちづくり型は全ての項目について議論される。議論の結果、後から項目を削除することも可能である。(アドバイザー)

行政運営支援型は目的がはっきりしているからやりやすいと思うが、ワークショップでは総合的な議論をしているため、総合型で違和感はない。(委員)

方向性というので、直ぐに決められるものではないと思った。やはり勉強する時間はほしかった。(委員)

- ・方向性という表現の仕方が悪かった。(事務局)
- ・ワークショップなど、これまでの積み上げから総合型が妥当だと思う。(委員)
- ・総合型でいって最終的に独自の形になるのがよい。(委員)
- ・この会では、いろいろな審議会のように事務局案を承認してもらうという形はやめていただきたい。白紙から検討したい。(委員)
全く真っ白な状態からとはいかないので、素々案のようなたたき台は示させていただき、進めていきたい。(事務局)
- ・毎回検討していくにあたり、項目を設定し、ワークショップの整理を事務局のたたき台として、検討の中で肉付けしていけばやりやすいのではないか。(委員)
- ・次回は、項目や論点を掲げ、その次から検討していくことにするか。分野ごとの分科会で進めたほうがよいか。(座長)
時間的な制約はあると思うが、できれば全体を全員で考えたほうがよいと思う。(委員)
- ・次回、素々案を示す中で、効率的というよりは効果的にするにはどうしたらよいか話し合ったらどうか。(委員)
- ・区長会の役員会との関係も団体と話し合う場を持ったほうがよいか。(座長)
方向性の資料に、ワークショップの内容を追加して一目でわかる資料を作ってもらいとよい。区については最終的に条例に入れられるかどうか難しいと思う。(委員)
資料は、事務局で課題を記入し、答えはこの会で書くようにしたらよいのではないか。また、市民全体がアンサーできるような公表をしてほしい。(委員)
- ・自治基本条例は、罰則や拘束力のない、あるべき姿を示しただけのものなのか。罰則を規定できるが、あまり聞いたことはない。(アドバイザー)
- ・最高規範であるということでのよいのではないか。(委員)
- ・最終的にはまちづくり総合型でなくなることもありえるという解釈でよいか。(委員)
そう。それぞれの型の条文を見ると、ですます調であったり「・・とする」というような文であったりと表現にも違いがある。こうしたことも今後検討していく。(座長)
- ・条例をつくった後、条文の表現の違いにより、実際に機能しているところが探せるようなら教えてもらいたい。(委員)
条文の表現と機能しているかどうかは別ではないか。(座長)
別だと思う。(アドバイザー)
- ・ニセコでは、市長が変わっても条例があったことにより、情報公開などの機能低下が80%程度で抑えられたという面もあったと聞く。(座長)
- ・既存の個別条例は、責務、手続きを既に示している。既存の制度は参考になるので洗い出しをするとよい。(アドバイザー)

(4)その他

- ・次回は4月20日(月)午後6時30分からを予定している。(事務局)
- ・検討にあたり、予め会議資料を送付してほしい。(委員)

以 上